

1. 件名：新規基準適合性審査への対応について（高浜設置許可（警報無し津波））
2. 日時：令和元年12月12日 12時05分～12時55分
3. 場所：原子力規制庁 9階C会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

小山田安全規制調整官、岩田安全管理調査官、名倉安全管理調査官、江壽企画調査官、深堀上席安全審査官、石井主任安全審査官、井上主任安全審査官、永井主任安全審査官、藤原主任安全審査官、寺野安全審査官、府川審査チーム員

関西電力株式会社：

原子力事業本部 原子力技術部門 プラント・保全技術グループチーフ マネジャー  
他17名

## 5. 要旨

- (1) 関西電力株式会社から、本日の審査会合（第810回 公開会合）において議論された事項について確認があった。原子力規制庁は、本日の審査会合における以下の議論を踏まえた説明資料の作成を依頼するとともに、引き続き確認を行うこととした。

＜津波警報が発表されない可能性のある津波への対応について＞

- 津波評価対象とする海底地すべりの選定プロセスについて、既許可と変更がない箇所にはその旨明記すること。
- 修正モデルにおいても同じ基準津波1, 2が選定される（変更がない）ことを確認すること。
- 発電所構外での早期検知の設置許可上の位置付けを示すこと。
- 潮位計の運用について計器信頼性を踏まえて整理すること。あわせて、設置許可基準規則第12条に対しての条文整理をすること。
- 初動上げ波を検知する判断基準として「下降が上昇側の潮位から継続すること」とあり、既往の潮位変動を踏まえ、明確な判断基準を検討すること。
- 判断基準がパラメータスタディの結果を踏まえた施設影響のある津波を網羅的に把握できることを示すこと。
- 基準津波の選定プロセスについて、ゲート開の評価の位置付けについても合わせて示すこと。
- 経ヶ岬等の構外検知の候補地に対し、実現性の検討結果を示すこと。
- 計算モデル及び計算条件について、基準津波と入力津波それぞれの検討における位置付けを確認すること。
- 計算モデルにおける重量コンクリートの、設置許可上の位置付けを確認すること。
- 判断基準の記載箇所（申請書）を確認すること。

- (2) 関西電力株式会社から、本日の議論を踏まえた説明資料の作成等について、了解し

た旨、回答があった。

6. その他

提出資料なし

以上